



平成29年5月16日

各 位

会 社 名 広栄化学工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 津田 重典
(コード：4367、東証第2部)
問合せ先 総務人事室部長 山内 和博
(TEL. 03-6837-9300)

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款一部変更について決議いたしました。併せて、平成29年6月23日開催予定の第156期定時株主総会に株式併合について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更理由

全国証券取引所は、投資家の利便性向上等のため「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する取組みを推進しております。当社は、かかる取組みの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の1,000株から100株に変更いたします。

(2) 変更内容

単元株式数を1,000株から100株へ変更いたします。

(3) 効力発生日

平成29年10月1日

(4) 変更の条件

平成29年6月23日開催予定の第156期定時株主総会において、後記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合を行う理由

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するに当たり、当社株式について、証券取引所が望ましいとする投資単位（5万円以上50万円未満）の水準に調整するとともに、中長期的な株価変動等を勘案し、株式併合を実施いたします。

(2) 内 容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の割合

平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式について、5 株を 1 株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	245,000,000
併合により減少する株式の数	196,000,000
併合後の発行済株式総数	49,000,000

④併合により減少する株主数

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
5 株未満	132 名（ 9.63%）	148 株（ 0.00%）
5 株以上	1,239 名（ 90.37%）	24,499,852 株（100.00%）
合計	1,371 名（100.00%）	24,500,000 株（100.00%）

（注）本株式併合を行った場合、保有株式数が 5 株未満の株主様 132 名は、株主たる地位を失うこととなります。

⑤端数の処理

併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合、会社法第 235 条の定めに基づき当社が一括して処分し、その代金を端数の割合に応じて按分いたします。

（3）効力発生日

平成 29 年 10 月 1 日

3. 定款一部変更

（1）変更理由

上記「1. 単元株式数の変更」および「2. 株式併合」に定款の記載を合致させるべく、会社法第 182 条第 2 項および第 195 条第 1 項の定めに基づき、株主総会特別決議を経ることなく定款一部変更を行います。

（2）変更内容

（下線変更部分）

現 行 定 款	変 更 後 定 款
（発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8,000 万株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,600 万株</u> とする。
（単元株式数） 第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は、 <u>1,000 株</u> とする。	（単元株式数） 第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は、 <u>100 株</u> とする。

（3）効力発生日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 156 期定時株主総会において、「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

5. 主要日程

平成 29 年 5 月 16 日	: 取締役会決議
平成 29 年 6 月 23 日 (予定)	: 定時株主総会決議
平成 29 年 10 月 1 日 (予定)	: 単元株式数の変更および株式併合の効力発生日、 定款一部変更の効力発生日

(注) 単元株式数の変更の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続の関係上、平成 29 年 9 月 27 日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位は 100 株に変更されます。

以 上

【添付資料】 ご参考 (単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A)

(ご参考)

単元株式数の変更および株式併合に関するQ & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権行使の単位および証券取引所において売買の単位となる株式の数を変更することです。

全国証券取引所は、投資家の利便性向上等のため「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する取組みを推進しており、その移行期限を平成30年10月1日と決定いたしました。この趣旨を踏まえ、今回当社は、単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、数個の株式（例えば5株）を合わせてそれより少数の株式（例えば1株）とすることです。

今回当社は、証券取引所が望ましいとする投資単位（5万円以上50万円未満）の水準に調整するとともに、中長期的な株価変動等を勘案し、株式併合を実施いたします。

Q 3. 株式併合により資産価値への影響はありますか。

A 3. 株式併合は、株主の皆様のお手持ちの株式数を一律・按分比例的に減少させるもので、会社の財産・資本金額には変わりはありません。株式併合後においては、現在1,000株をお持ちの方の株式数は200株となりますが、1株当たりの純資産額は5倍になりますので、資産価値に変動はありません。

Q 4. 株価や最低投資金額への影響はありますか。

A 4. 理論上の数値ではありますが、最低投資単位金額は半額となります。

平成29年3月31日の終値（359円）を基に具体的に試算すると以下のとおりとなります。

	株価	単元株式数	最低投資金額
併合前	359円	1,000株	359,000円
併合後	1,795円	100株	179,500円

Q 5. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 5. 各株主様の株式併合後の所有株式数は、平成29年9月30日最終の株主名簿に記載された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。

具体的には、株式併合および単元株式数変更の前後で、所有株式数および所有議決権数は以下のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
A	1,917株	1個	383株	3個	0.4株
B	1,000株	1個	200株	2個	なし
C	999株	なし	199株	1個	0.8株
D	367株	なし	73株	なし	0.4株
E	1株	なし	なし	なし	0.2株

- A、C、DおよびEのように株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合は、端数株式の全てを当社が一括して処分し、端数株式が生じた株主様にその処分代金を端数株式の割合に応じてお支払いいたします。端数株式の処分代金のお支払い時期は平成29年12月上旬頃を予定しております。
- Eのように効力発生日前の所有株式が5株未満の場合、株式併合により全ての株式が端数株式となるため、株主としての地位は失われます。
- なお、A、C、DおよびEのように単元未満株式がある場合は、従前と同様、単元未満株の買取りまたは買増し制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的な手続については、お取引の証券会社または末尾記載の株主名簿管理人にお問合せ下さい。

Q6. 株主は何か手続をしなければならないのですか。

A6. 特段の手続は必要ございません。

Q7. 今後の具体的なスケジュールはどのようになりますか。

A7. 以下のとおり予定しております。

平成29年5月16日	取締役会決議
平成29年6月23日	定時株主総会決議
平成29年9月26日	1,000株単位での売買最終日
平成29年9月27日	100株単位での売買開始日
平成29年10月1日	単元株式数変更および株式併合の効力発生日
平成29年10月下旬	株主様へ株式割当通知の発送
平成29年12月上旬	端数株式(5株未満)処分代金のお支払開始

【お問合せ先】

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引の証券会社または下記当社株主名簿管理人までお問合せください。

東京都杉並区和泉二丁目8番4号
 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
 電話番号：0120-782-031（フリーダイヤル）
 受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日を除く。）